



Title	文法とは何か：「切符の切らない方」をめぐつて
Author(s)	林, 和比古
Citation	語文. 1950, 1, p. 30-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68364
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

文法とは何か

—「切符の切らない方」をめぐつて—

林和比古

さて混淆によつて成立した言語現象に二種の別が考へられる。

(A) ある表現と他の表現を混淆した言ひ誤りが、われわれの日常の談話や文章にしばしば現れる。しかしこれにはわれわれ自身すぐ気がつき、誤は訂正される。結局この表現は一時の誤りであることになり廃棄される。

(B) 混淆によつて生じた表現であつても、それが定着し、一般化することがある。

これについては限界説で指摘せられた通りである。すなはち

混淆とは意味が類似し、形に於ても相通する所のある二つの語又は表現が混合して、雙方から一部分づきを取つて之を一つにした新たな語又は表現の生ずる事をいふのであって、新語や新表現発生の一原因をなすものである。これは談話殊に不注意な談話には屡々現れる現象であつて、多くの場合にはその場だけのものとして消失するのが常であるが、時には一般に取り上げられて、言語変化を生ぜしめる事があるものである。（國語法研究、一九五〇）

「切符の切らない方はありませんか」が右(A)の一時の誤用か、(B)一般化したものか、その何れに属するものであるかを考へてゐる

みるに、

(1) その場面に於ては、東京市電の車掌用語として常に用ゐられてゐたこと

(2) その場面に於ては、如何なる人でも車掌になればこの表現を用ゐることに自らなつたであらうこと。すなばちその位置に立てばその表現が最も板についた表現であると感ずるに至つたであらうと思はれること

(3) その場面に於て「切符を切らない方はありませんか」「切符の切つてない方はありませんか」などを使つたら恐らくさうないか、または間のびのした、そぐはない感じを与へたであらうこと、これは現代大阪のバス嬢が車内で切符を切る時「御面倒します」といふ表現を用ゐるのに似てゐる。初めて見いた時は異様にひゞくが、きゝなれると「御面倒さまですが」とか「失礼します」など普通の云ひ廻しは、かへつて素人くさく「御面倒します」の方が切符を婉曲に請求するバス嬢の意図をよく表現してゐるやうに思はれてくるのと同じであらう。

(イ) 切符の切らない方……(ロ) 切符を切らない方……(ハ) 切符の切つてない方……の三様の表現は何れも意味は分るとしても、車掌が使つたその場面に最もよく似合ふといふ感じを与へたものは(イ)であつたらうことは、「御面倒します」の場合からも類推できるのである。

正しい言語表現とは、論理的に正しい成立による表現ではなくて慣用に従つた表現である。だれでも英作文などにおいて自分で論理にあつたと思ふ文を作りながら、全体としては、そんな言ひ方をしないと評せられた経験をもつてゐるであらう。

かう考へると(イ)「切符の切らない方……」を前述(B)の類に属する「一般化した表現として認めざるを得ないのである。

次に「正しい表現は一般的に使はれる」とか「一般的に使用されるものが正しい表現である」とか云はれるところの「一般的の使用」と「正しい表現」との関係を明にしておかねばならない。

生徒「おはやうございます」

先生「おはやう」

「おはやうございます」は目下が目上に対し使ひ、「おはやう」は目上が目下に、又は対等の者との間に交される挨拶である。つまり両者ともにあらゆる人間に何時でも用ゐられるといふわけではなく、用ゐる主体により、又は場面により制限があるのである。主体に制限があるといふことは、正しい言語表現たる資格を失はしめるものでない。両者ともに正しい表現とすべきであることもあらんである。「いやだわ」といふ表現は男性に使はれないから、「一般的に通用しないものであるとは云へない。これと同様に「切符の切らない方」も用ゐる人が車掌に限るといふ制限があつても、誰でも車掌の位置に立てばこの表現を用ゐるのであるから、さういふ意味において一般的の使用と云へるのであり、正しい言語表現といつてよい。その場面においては車掌用語としてほむしろ「切符を切らない方」「切符の切つてない方」の方が通用しない、即ち正しくない表現であるとすべきであらう。言語表現、ことに日常語は主体により場面により使用の偏つたものであり、あらゆる主体場面に普遍妥当するといふものは少いものである。これが言語表現の眞の相と云へると思ふ。

「切符の切らない方」が、もし正しい言語表現といへるならば、

これを文法研究の対象にすることが出来るばかりでなく、対象にすべきであると考へる。成立が混淆によるか否かには関係しないのである。

「實際その言語を正しく用ゐてゐる人なら、その文法に従つてゐるのである」（前掲書一〇五頁）と云はれたのは右の考に合致してゐると思ふ。

文法限界説を見ると一方で「切符の切らない方」を正しい言語表現と認めることを拒んでゐると認められるのである。

我々はいつも正常な言ひ方ばかりをしない。或る一つの言ひ方はよつて言ひかけたが、中途で一寸考がかはつて、後の部分は他の違つた言ひ方を用ゐるといふやうな事がある。かやうな場合には時として文法に背いた言ひ方になる事があるのである。私が前に述べた混淆の如きは、その一つであつて、かやうなもの文法のきまりで解釈しようとするのは不合理であつて、もしさうすれば却つて誤った解釈を生ずる虞があるのである。（前掲書二〇七頁）

別の箇所ではこの表現を一般化した常用と説いてゐる。

混淆は實際の談話には屢々現れるけれども、多くはその場限りで棄て去られて永い生命を保たないのを常とする。それは混淆によつて生じた形は、正しい言語感覚をもつてゐる人々には多少とも奇異の感を懷かせるからである。しかしながら、然るべき条件を具へた少数のものは、多少とも一般化して、或限られた場合又は或限られた社会に、時としては一般言語社会に、常用せられる事がある。問題の「切符の切らない方」はかやうな少数の例の一つであつて、車掌用語としての限られた範囲に於てではあるが一般に行はるゝに至つたものである。（前掲書二〇二頁）

「切符の切らない方」を一時の誤用として、それを文法研究の対象とし得ないとするなら、いちおう私も了解できるのであるが、右の文意によれば、限界説では、社會に通用すると認められるにもかゝらず、それを文法研究の対象となし得ないと結論するのであって、これは如何なる理由によるのであるかを検討しなければならない。

限界説ではその理由を次のやうに説明する。

「切符の切らない方」といふ言ひ方は、そのままでどうしても文法的説明の出来ないものである。これは二つの違つた言ひ方が混線したものであるから、之を解き放して元の形にかへさなければ語句の間の一貫した連絡を求める事は不可能である。かやうに常規を逸したものをして、正常な言語現象として解釈しようとした所にこれまでの学者の並々ならぬ努力にも拘らず、満足すべき結果を得ることが出来なかつた原因がひそんでゐるものと私は考へる。（前掲書二〇〇頁）

元來「体言十の」におけるには、主格用法及び連体用法などがある。「切符の切らない方」におけるのを主格用法として考へても、または連体用法として考へても、全文の意味が矛盾に陥つてくる。語句の一貫した連絡を求めるには、混淆しない前の「切符を切らない方」と「切符の切つてない方」との二つに解き放さねばならないと云ふのである。この表現のまゝではわれわれの文法意識にあはない、換言すれば既成の文法体系には見出されない異例のものである。かやうなものはたゞ「常用されても、文法研究の対象にはならない」といふことになる。（前掲書一九九頁取意）

注意すべきは、限界説では「常用」と「正用」とを区別してゐる

ことである。

(1) 常用の言語とは、とにかく言語社会で一般的に行はれてゐるが、語句は混淆などによつて成立したため常規を逸し、語句間の連絡がつかず、意味の矛盾するものもあり、われわれの言語意識にあはないものがあり、從つて文法の域外にあるものもある。「切符の切らない方」はこれに属する。

(2) 正用の言語とはその成立に於ても不合理なく、われわれの言語意識にあひ、從つて文法の律する言語である。

(3) 限界説では正用不正用の根拠を成立に置くと認められる。成立に於て不合理がなくて一般に使用されば正用であり、不合理な成立のものは、たゞ一般に使用されても、それは常用とせられるだけで、正用とは云へない。

これに対し私の考へるところは、常用されるものが即ち正用である。即ち正用不正用の根拠を成立の合理性の有無におくのでなく、一般的な使用即ち常用そのものにおくのである。成立が如何に不合理であり背理であつても、語源的にはいかに誤謬をもつても、社会に慣用さればそれは正しい言語であると考へる。こゝに限界説との相違がある。文法限界説をとれば、文法研究の前に、当該言語が混淆の如く、常規を逸した成立のしかたによるものか否かを検討せねばならぬことになり、かやうな検討はその論文でも述べてをられる通り殆ど不可能である。

個々の語や文法上の諸形式や種々の表現形式の史的研究が進展して、その歴史を明かにした上でなければ的確な判断を下し難いものである。(前掲書一九六頁)

さすれば正確な文法研究への出発は半永久的に望み得ないことにな

り、われわれの現在の文法研究は仮定の言語対象の上に立つた空中楼閣にすぎないことになる。またかやうな検討がかりに遂行され、不合理な表現が除外されたとしたなら、「切符の切らない方」の如き文法の域外にある不思議な言語が、常用といふ名の下に相当数存在することになるであらう。

私の考によれば、言語の成立事情がいかやうであれ、とにかくいつたん成立し、一般に通用する以上は、すべて正しい表現であり、文法研究はかかる言語を対象として行はれ、文法体系が纏め得られた暁は、その体系の域外に出る言語はあり得ないことになるのである。

二

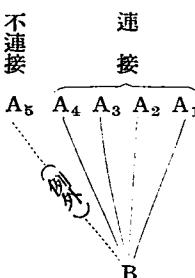
さらにこの問題を深く考へてみよう。いはゆる文法意識なる概念がある。例へば助詞のはあらゆる体言について主格用法に立つ筈であり、また助動詞のはあらゆる文語動詞の一一定の形式についてしかじかの意味を表現する筈であり、口語形容詞が連体修飾語に立つ時はい又はしいなる語尾をとる筈である、と考へる意識を指すのである。さうしてかゝるわれわれの意識に合致しない現象を文法意識ではない現象とする。なるほど多數の事実から帰納して「すべての事実に通じてこれこれの法則が行はれる」と信する意識はたしかにわれわれの心理にある。文法意識とはかかる心理であるが、これを直に文法といふことは出来ない。文法とは言語事実の側の法則であつて人間心理の側の法則ではない。文法は言語事実の方に即したものである。ふつうに文法と文法意識とは合致してをり、合致してゐる範囲に於てのみわれわれの文法意識を以て文法と見做してもさし

つかへないが、合致しない場合も存在するのである。

「打消ない」がすべての動詞の未然形につく」（甲）と意識しても、「あるにはつかず」（乙）、「連体修飾語に立つ形容詞は「又は」しい」といふ語尾をとる」（甲）と意識しても同性質のはずの同じはじからつく（乙）。

右の命題甲は文法意識であり、命題乙はその例外事項であつて文法に属しない言語現象であるといふのが限界説の趣旨といへる。例へば接続といふ現象に於て、文

〔第一図〕



法意識に従へば、第一図のBなる

辞項は $A_1 A_2 A_3 A_4$ 等あらゆる同

類辞項に接続し得る筈（文法意識）であるが、事実は接続しない場合も現れてくる。（辞項の定義については小林英夫「言

語学通論」三九頁参照）接続といふのは直接統く場合に用ゐられ

る術語であるが、右の現象は運用修飾語とその被修飾語の関係の様に直接しなくともよい場合にも現れるから他の名称がよい。私はこれを接続と云ふことにする。接続については別稿（関西大学機関誌「國文学第三号」所載）に詳説するであらう。

主体が自己の文法意識にそむいてまで、なにゆゑ例外現象を発生せしむるか。前述のやうな文法意識が主体に存在すると否とにかへらず、主体は「同じ人」と發言し、「同じ人」と云へば誤った表現と感じてしまふのである。それはまた「美人」を誤と感ずると同じ強さで「同じい人」を誤と感じてしまふのである。これも一つの意識である。そしてこの意識は言語を発し得る人なら何人にも

存在するものである。これは前述の文法意識（この文法意識はもたない人もある）に対して、より根本的な意識である筈である。なぜならその文法意識の要求を否定してまでも、それに反する言語表現を行はしめる意識であるから。

こゝで私の最も根本的な意見を表明する必要を感じる。「美しい

人が通る」といふ言葉を發するにあたり、「人」の上に「美しい」を立たせようすると、どうしても「美しい」といふ形（連体形）をもつてくる。人の上に「同じ」といふ語を立たせようとすると、「同じ」ではなく、自然に「同じ」と言へてしまふ。かゝる個々の言語事実、辞項と辞項が連接する際に生ずる個別的なきまり、これが文法であり、最も根本的な文法である。これは言語事実であると同時に即ち法則である。事実と法則は、同一事実の両面である。また「同じ」が「人」につゞくといふ事を裏面から云へば、「同じい」が「人」につゞかないといふことであつて、これもまた事実であり同時に文法である。

かゝる言語事実（すなはち文法）が成立する根柢はどこにあるかといへば水い間の社会的慣用によるのであり、普通の場合は幼少期よりの反復習熟によるのであつて、それ以外の根柢はない。決して自然現象のやうに物質関係の因果性や必然性によるものではない。こゝに言語現象、從つて言語上の法則の特殊性があるのである。それゆゑ、およそ言葉を語り得るあらゆる人はかゝる個別的な文法を学びかつ体得してゐるわけである。決して学校に入学して初めて文法を学ぶわけではない。

詞玉緒の巻頭に曰く、又ある人、てにをはの本末のとゝのへは、定まりあるやうにて、又かららずさしもあらず、たゞそのことは

のおもむきと、しらべにしたがひてともかくもはからひ物すべきわざ也といへり、これはいにしへの哥どものてにをほを、ひろくも考へあつめずて、おほかる中に、これとかれとと。のひのひとしからぬなど、只かたそばを見あはせて、ゆくりなくひがこゝろえつるものにして、しかひとしからぬ、これもかれもともにさだまりなることをえしらぬなるべし。(筆者圈点)

「とゞのへ」は「本末のとゞのへ」即ち係と結の呼応関係で、前述の連接現象の一領域と考へられるものである。こゝに前述の個々の事実即文法の眞理が喝破されたものと見てよいであらう。筆者も宣長に倣つて

「ある語の、ある辞項につき、他の辞項にはつかぬなど、しかひとしからぬ、これもかれもともにさだまりなることをしるべきなり」と言ひたいのである。

ところが世間一般に文法と云ふ時は、文法教科書にあるやうに、いくつかの言語事実を帰納し抽象して得た抽象概念を指して文法といふのである。換言すれば、個々の文法(これを文法Aと云ふこと

(個々の文法A) (文法Aをさらに抽象し) に対する)を抽象した

命題を指して文法と

称してゐる。これも

一種の文法である。

(これを文法Bと称

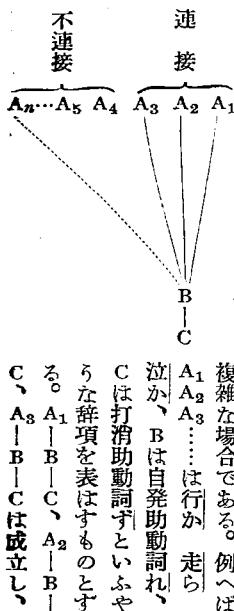
行く――(人)
書く――(紙)
泣く――(子供)
――――――カ行四段動詞の連体形は
――――――クとなる。など
象されて文法Bを作

るとは限らず、中には他と共通の要素を含まぬため孤立して残る文法Aもありうる。また文法Bが他の文法Bとの間に共有する要素によつて抽象され文法B'といふ上位の文法を作る。かくてあらゆる文法Aが親疎それぞれの関係に応じ共通要素を抽象されて上位の文法B → B' → B''を作り、系統樹状の組織をつくる。この全体を「言語共時態の文法体系」といふ。これも一種の文法(C)である。文法Cの中には文法Aならざる言語は含まれてゐないわけである。また前述のとおり、文法Bの段階においては、抽象しきれない言語事実(文法A')が出てくる筈である。つまり個々の言語事実を一つの命題例へば、形容詞連体形は――い、――しいの語尾をとる)ではおほひ盡せないものが出てくる。これがいはゆる例外である。故に例外といへども文法Aであることにはばかりがない。かゝる例外も他の例外と目されたものとの間に共通現象を含む場合は文法Bを抽象できることもあり(例へば、或る、同じなどを連体詞として抽象する)またできないこともある。できないときは文法Aとしておく、言語事実 文法A 文法B 文法B' 文法C これは全文法体系における一文法條項として他の文法B'などと対立する條項になるわけである。

らう。そして B 及び C の段階における文法はたゞ学者の脳裡に組織されつゝある解釈であつて、学者によつてその抽象のし方に相異もあり、完全な姿としては研究途上の仮定的存在である。ところが文法 A は心的実事には相異ないが、すべての人に一致した現実の事実である。文法 B 及び C は大部分の人が知らないのである。文法 A はすべての人が知つてゐる。前に文法意識が言語事実に負けると云つた、あの文法意識は文法 B に対する意識であつた。これを文法意識 B とする。個々の言語事実（文法 A）に対する意識もある筈である。これを文法意識 A とする。これは文法意識 B よりも更に強い意識に當るわけである。文法意識 A は文法意識 B よりも強いといふことになるが、これは自明のことであらう。

文法教科書ごとにその組織が異り、いつたい文法といふものはなくともあつても差支へないものゝやうに誤解されるが、これは文法 B' B''などのことであり、眞に現実の事実として存在するものは文法 A であり、これが基本になるのである。

[第一図]



三

第二図は第一図のさらに複雑な場合である。例へば

A₁ A₂ A₃...は行か走ら

泣か、Bは自発助動詞れ、

Cは打消助動詞ずといふやうな辞項を表はすものとす
る。A₁-B-C, A₂-B-
C, A₃-B-Cは成立し、

それ以外は不連接語で成立しないとする。ところが例外中 A_n-B-C の表現に限つて成立し、その際 B の意味が變る。言ひかへれば不成立のはずの A_n-B-C が、B の意味がかかるて成立するといふ場合がある。

例へば平安朝期においては助動詞る、らるが可能の意味に使はれたものは見当らず、自発、受身、尊敬にのみ用ひられてゐた。ところが自発のる、らるが下に打消の助動詞をつけて書かれず等と用いられる場合にのみ、可能の意味と認められる例が成立してゐる。さらにその用法が肯定形にも拡張がり（登らる、打たるなり等）にも可能なる、らるが使はれるに至つた。これが鎌倉頃から現れる。かかる推定がもし成立するとすれば、平安朝末のある時代、自発のる、らるがある特殊の語に連接するとき可能の意味を持つと解釈できる。この場合 A_n-B-C は從來のものとは異つた意味構造をもつてゐるが A_n-B-C の連接構造そのものは文法（A）と云ひ得るわけである。これはまさに「切符の切らない方」の場合に相当する。「[A] がそれ[A] が〇〇しない人はありませんか」の意味構造で「足の動かない方」「お金の足りない人」などの連接構造はあつたがそれ以外の意味構造では不連接であつた。「お金の貯めない人」などは不連接）ところがたまたま「切符の切らない方」の連接が成立したが、そのときの意味構造は他の連接語の場合とは変つてきたり。どう変つたかと云へば、「切符について云へば、当方のまだ切らない方はありませんか」（試解）といふやうな新しい意味構造である。松下大三郎氏がこののを客体的連体格に立つといふ異様の術語を使つて説明されたが、これは切符のが切るの目的にならしから下方に連体修飾語としてかゝるといふ意味で使は

れたのであらうと推察せられる。これは私の試解によく似てゐる。

しかし松下氏は後にこの説を改めて主格のものとせられた。(昭和三

年刊改訂標準日本文法、昭和五年刊標準日本口語法参照)

しかしこの意味の説明は私の試みである。人によつてはもつともが
した説明をするかも分らない。それは一つの解釈であつて、眞に根
本的に大切なのは「切符」の「切らない」方」といふ具体的な言語
形式が存在するといふ事実と、この表現によつて、多くの人々の間
に同一の意味の表示と受容が成立するといふ事実である。そして解
釈の如何にかゝらず、かゝる言語の具体的形式が存在するといふ
ことはとりもなほさず、文法Aが存在するといふことを意味するの
である。

たゞ可能助動詞る、らるの肯定形式の場合はある特定の動詞のみ
にとどまらず、舞はる、打たるなど数多の連接語を生じたから、抽象
法則たる文法Bも考へられたに反し、「切符の切らない方」の場
合は連接語域が拡張しなかつたから抽象法則Bが出来ず、文法Aで
留つたことである。この形式及び意味構造に類似したと思はれる假
想の類例をかりに作つてみるなら

○お髪の(まだ)剃らない方はありませんか。(床屋がお客様に)
○お米の(まだ)渡さない方はありませんか?(配給係が受配者に)
○試験用紙の(まだ)渡さない方はありませんか。

(試験官が受験者に)

○検閲印の(まだ)押さない人はいませんか

(先生が机間巡視しつゝ生徒に)
(この形式はまだを入れると意味がよく通ることは共通してゐ
る。)

「切符の切らない方」の形は右の様な同類型が生じなかつたため、
特殊として孤立したのである。特殊ではあるが、文法Aの場外に
あるものではない。文法とは文における單位辞項間の連接に関する
法則であり、その法則には、具体事実の法則(文法A)、抽象法則(文
法B)、法則体系(文法C)の諸段階が考へられるのであるが、そ
の根本的なのは文法Aである。そしてかゝる法則が成立する根柢は
言語の社会的な習慣性にありといふべきである。

四

文法は通則であり例外もあるといふ見解と、文法も普遍妥当的な
法則であり例外がないといふ見解との二つが世に行はれ、人はこの
矛盾を看過してゐる。

限界説においても文法について次の如くに述べてゐる。

言語は單語とか文とか接頭語接尾語のやうな大小各種の意味を有
する単位があつて、大きな単位は小さな単位から組立てられてゐ
るのであるが、文法は小さな単位からして大きな単位が構成せ
られる場合のきまりである。正常な言語はこのきまりによつて成
り立ち実際に行はれるものであつて、もしこのきまりに従はなけ
れば、他の人々にはわからないか、誤解せられるか、さなくとも
外國人のつかふ未熟な言語のやうにをかしく聞えて、正しい言語
とは認められないものである。それ故その言語を用ゐる人々は誰で
もこのきまりに従はなければならず、又實際その言語を正しく用
ひてゐる人々なら、その文法に従つてゐるのである。(筆者箇点、
前掲書二〇五頁)

こゝに述べられた言語とか文法とかの概念は前述の具体的個別の

な言語事実を指し、文法Aを意味してゐると解せられる。そしてその文法は「實際その言語を正しく用ゐてゐる人なら、その文法に従つてゐるのである」といふ如く、例外の存在しない法則を指してゐると思はれる。

ところがまた

文法は一つの言語の内に存する社会的のきまりであつて、意味を有する単位の構成に関する通則である。（橋本進吉先生、國語学と國語教育）

と云ふとき、「通則」といふのは絶対則でなくて、例外もあるが、

大体は通用する法則といふ意味に解され、前述の文法Bに相当す

る。ところが「一の言語の内に存する云々」と云はれるとき、それ

は同一言語共時態内の文法体系を指すものとも解され、さすれば前述の文法Cに當る。また

文法は、その言語の中に存するきまりであつて、之を用ゐる人々を律するものであるが、それは、もしこれに違へばその言語とし

てはわからなくなるか、誤解を來すか、又はをかしながらとなるやうな性質のものである。言はば、言語になるかならないかの限界をきめるものである。さうしてその限界内に於ては、言ひかへ

れば、このきまりに背かない範囲内に於ては、どういふ言ひ方をしようとも個人個人の自由に任されてゐる。（筆者圈点、國語法研究二〇六頁）

こゝに文法と云はれたものは、初の部分では、文法Aに当るやうにも考へられるが、また後の、「きまりに背かない範囲内に於ては、云々」の意味から考へて、文法Bにあたるものと解され、そこに混乱が表れてゐる。それにしても「形容詞の連用形は用言の修飾語となる」といふ文法は、はたしてこの範囲内で個人の自由に任されるものであらうか。

彼ははやく歩く
彼はにがく歩く

後者の成立しないのは明かである。さうすれば、「そのきまりに背かない範囲内に云々」は「その連接語の範囲内で」と改められなければなるまい。

こゝに於て世の学者の考へにおいて、文法A、B、Cの三者の区別が明瞭でないため、あるときは絶対則の如く、ある時は通則の如くに表明され、またあるときは個々の言語を、ある時は共時態の全文法体系を指す様な混乱に陥るものと思はれる。（二五・九・五）